

## ○九州工業大学発明報奨金等支払細則

平成23年5月11日

九工大細則第15号

改正 平成23年6月1日九工大細則第18号

平成27年3月4日九工大細則第15号

### 九州工業大学発明報奨金等支払細則

(趣旨)

第1条 この細則は、九州工業大学職務発明取扱規程（平成16年九工大規程第35条。以下「規程」という。）第12条及び第15条に定める特許補償金並びに九州工業大学プログラム等取扱細則（平成23年九工大細則第17号）第8条及び九州工業大学プログラム等取扱細則に基づくガイドライン（平成23年6月1日学長裁定）第8条に定めるプログラム著作物等の活用による補償金（以下「報奨金等」という。）の支払い手続き等について必要な事項を定めるものとする。

(報奨金等の支払手続き)

第2条 報奨金等の支払い手続きについては、次の各号によるものとする。

- (1) 報奨金等請求権者（以下「権利者」という。）は、発明届等を提出するとき、別に定める様式により、住所、日本国内の振込先口座等を大学に届け出るものとする。ただし、やむを得ない事情により、日本国内に振込先の口座を開設又は維持することができないときは、その旨を大学に申し出の上、大学からの指示に従うものとする。
- (2) 権利者は、前項の届出事項を変更する場合は、直ちにその旨を大学へ届け出なければならない。

(承継人に対する補償)

第3条 権利者の死亡により報奨金等の支払を受ける権利を承継した者は、戸籍謄本、遺産分割協議書の写しその他承継を証明する書類及び別に定める様式により、当該権利を承継したことを大学へ届け出るものとする。

2 前項の届出については第2条の手続を準用するものとする。

(報奨金等の辞退等)

第4条 権利者は、報奨金等の受取りを辞退する場合には、その旨を大学へ届け出るものとする。

2 権利者は、受取りを辞退した報奨金等を指定する研究室等へ分配することを希望する場合は、その旨を大学へ届け出るものとする。

(支払いの留保等)

第5条 大学は、大学の責に帰すべからざる理由により、権利者の指定した振込先口座に報奨金等を振り込めないときは、当該報奨金等の支払を留保する。ただし、当該報償金の消滅時効の完成前に、権利者からの請求により当該報償金等の支払いが可能となったときは、大学は、消滅時効の完成前のものに限り、支払を留保した報奨金等を支払うものとする。この場合において、大学は当該報奨金等の支払不能により生じる利息、遅延損害金その他当該報奨金等の元本以外の金銭を支払わないものとする。

(事務)

第6条 報奨金等の支払い手続き等に関する事務は、研究協力課において処理する。

(雑則)

第7条 この細則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この細則は、平成23年5月11日から施行する。

附 則

この細則は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成27年4月1日から施行する。